

八戸市低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)において使用する用語の例による。

(認定申請書の添付図書)

第3条 施行規則第41条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関(以下「審査機関」という)の技術的審査を受けない場合にあつては、設計内容説明書(第1号様式)
- 二 審査機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該審査機関が交付する適合証及び技術的審査を受けた設計内容説明書の写し
- 三 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む建築物にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 四 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む建築物にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 五 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(以下「試験等」という。)を受けた場合にあつては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書の写し
- 六 その他市長が必要と認める書類

(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 施行規則第41条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 前条第二号に掲げる適合証の写しを添付する場合にあつては、各種計算書
- 二 次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
 - イ 前条第三号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあつては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - ロ 前条第四号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合にあつては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- 三 その他市長が不要と認める書類

（認定申請の取り下げ）

第5条 法第53条第1項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請を行った者が、当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第6条 市長は、認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、法第54条に規定する認定基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（建築完了等の報告）

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物の建築が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建築士による書類を添付する場合は第4A号様式、建設工事の施工者による書類を添付する場合は第4B号様式）を市長に提出しなければならない。

（計画の取りやめ）

第8条 認定建築主は、計画を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（第5号様式）に、低炭素建築物新築等計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画変更認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（記載事項等の変更）

第9条 認定建築主は、施行規則第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届（第6号様式）に変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

(取消通知)

第 10 条 市長は、法第 58 条の規定により認定を取り消す場合は、認定取消通知書（第 7 号様式）により認定建築主に通知するものとする。

(報告の徴収)

第 11 条 市長は、法第 56 条の規定により認定建築主に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物の状況報告書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第 12 条 市長は、法第 57 条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書（第 10 号様式）により行うものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

この要綱の実施の際現にある改正前の様式による用紙については、当面の間、これを取り繕って使用することができる。